

第 10 章 表彰およびメダル獲得者報奨金

第 1 節 表彰

第 106 条 (総則)

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第 4 条第 12 号の規程に基づき、表彰に関してはこれを規定する。

第 107 条 (対象)

表彰は本協会の内外を問わず、本協会の発展並びに卓球界のために貢献、功績、功労のあった個人及び団体を対象とする。

第 108 条 (種類)

表彰は次の二種類とする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

第 109 条 (表彰状授与の選考基準)

本協会の会員等で、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与し、これを表彰することができる。

- 1) 多年にわたり本協会の役員として、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 2) 本協会加盟団体及び加盟団体支部の役員として、多年にわたりその職務に精励し、加盟団体の発展に功労のあったもの。
- 3) 公認審判員等の資格を有し、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 4) 公認スポーツ指導者資格を有し、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 5) 多年にわたり本協会加盟団体等を賛助し、その功績が顕著なもの。
- 6) 本協会を代表してオリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会にて、優秀な成績を残したもの（選手、監督、スタッフ）。
- 7) 本協会理事会において、特に表彰に値すると認められたもの。

第 110 条 (感謝状贈呈の選考基準)

本協会及び本協会加盟団体の協力者で、次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- 1) 多年にわたり本協会及び本協会加盟団体の事業を協力し、事業の発展並びに卓球界に多大の貢献があったもの。
- 2) 本協会の事業を通じ、特別の貢献があり、次の各項に該当するもの。
 - ①多額の寄付をした団体及び個人
 - ②本協会が主催（主管）する各種全国大会等において、開催地元として特別の貢献をした団体及び個人
 - ③競技力向上のための強化合宿、合同練習等で積極的な協力をした団体及び個人
 - ④外国遠征先等において、協力した団体及び個人
 - ⑤地域（各ブロック）指導に貢献した個人あるいは団体

第 111 条 (副賞又は記念品)

表彰等を行うにあたって、副賞又は記念品を贈ることができる。

第 112 条 (申請)

本協会会長、専務理事及び加盟団体長は、本規程第 109 条及び第 110 条に該当すると認めるときは、別に定める様式により推薦理由を付して本協会総務担当理事に申請することができる。

第 113 条 (選考基準及び決定)

被表彰者及び副賞、記念品については、本協会総務担当理事において審査選考し、理事会の承認を得て決定する。但し、以下の被表彰者については、次の方法によって決定することができる。

- 1) 第 109 条 3) については、ルール・審判委員会による審査選考を行った後に理事会の承認を得て決定する。
- 2) 第 109 条 4) については、指導者養成委員会による審査選考を行った後に理事会の承認を得て決定する。
- 3) 第 110 条 2) については、以下のとおりとし、理事会に報告する。
 - ①第 110 条 2) ①については、本条の規定による
 - ②第 110 条 2) ②については、当該委員会の提案によって予め運営会議の承認を得るか、又は大会会長以下の本協会派遣役員の合意によって決定する
 - ③第 110 条 2) ③、④、⑤については、当該責任者からの具申により担当理事（担当理事の承認を経て当該委員長）が決定する。

第 114 条 (時期)

表彰状及び感謝状の贈呈は、必要に応じ随時本協会会長名によってこれを行うものとする。但し加盟団体長に委嘱し、加盟団体毎に表彰式を行うことができる。

第 2 節 メダル獲得者報奨金

第 115 条 (目的)

本節は、オリンピック、世界選手権、アジア競技大会でメダルを獲得した個人及び監督に敬意を表し、その努力及びメダル獲得によって日本卓球界の活性化に寄与したことに対し、報奨金を授与することを目的とする。

第 116 条 (対象大会)

報奨金授与の対象大会は以下のとおりとする。

- 1) オリンピック
- 2) 世界選手権大会
- 3) アジア競技大会

第 117 条 (選手報奨金額)

選手への報奨金額は、大会、出場種目別に以下のとおり定める。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - a シングルス
 - 優勝 : 1,000 万円
 - 2 位 : 500 万円
 - 3 位 : 300 万円
 - b ダブルス
 - 優勝 : 各 500 万円
 - 2 位 : 各 250 万円
 - 3 位 : 各 150 万円
 - c 団体戦
 - 優勝 : 各 400 万円
 - 2 位 : 各 200 万円
 - 3 位 : 各 100 万円 (オリンピック)
 - 3 位 : 各 80 万円 (世界)
- 2) アジア競技大会
 - a シングルス
 - 優勝 : 500 万円
 - b ダブルス
 - 優勝 : 各 150 万円
 - c 団体戦
 - 優勝 : 各 100 万円

第 118 条 (監督報奨金額)

監督への報奨金は、団体戦の成績をもとに以下の基準で授与する。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - 優勝 : 200 万円
 - 2 位 : 100 万円
 - 3 位 : 50 万円 (オリンピック)
 - 3 位 : 40 万円 (世界選手権大会)
- 2) アジア競技大会
 - 優勝 : 50 万円

第 119 条 (支払方法)

報奨金は一括で支払うものとする。

第 120 条 (躍進賞)

対象大会において、奨励金対象外選手で大きな躍進を遂げた選手を表彰し、100 万円を上限とした報奨金を授与することができる。なお、この表彰については強化本部と専務理事で協議、決定する。